

ごみ処理施設整備事業に係る 都市計画の変更案および 環境影響評価準備書 説明会



と き：令和3年12月2日（木）
午後7時～
ところ：小俣図書館 2階 ホール



「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の変更案および環境影響評価準備書」について説明します。

本日の説明会の流れ

1. 都市計画について
2. 環境影響評価について
3. 手続きについて

2

説明会の流れについて、「1.都市計画について」「2.環境影響評価について」「3.手続きについて」の3つについて、説明します。
はじめに「1.都市計画について」説明します。

1. 都市計画について

ごみ処理施設整備事業に必要な手続き

● ごみ処理施設整備事業の概要

- 老朽化している現在のごみ処理施設について、建替えを計画しています
- 事業主体は、伊勢広域環境組合です
- 環境影響評価その他の手続きは、伊勢市都市計画課が行います



規模が大きいことから、以下のような調査や手続きが必要となります

市全体から考えた
施設の配置・規模 など

施設を建てることによる
環境保全への配慮



ごみ処理施設の都市計画決定



環境影響評価の実施

現在、伊勢広域環境組合では、老朽化している現在のごみ処理施設について、建替えを計画しています。

ごみ処理施設整備事業の事業主体は伊勢広域環境組合ですが、これから説明します環境影響評価やその他の手続きについては、伊勢市都市計画課が行っております。

一般的に、ごみ処理施設は規模が大きいことから、以下のような調査や手続きを行うことが必要となります。

一つ目は、市全体を考えた上で、施設の配置や規模などを決めることです。これについては、都市計画決定という手続きが必要になります。

二つ目は、施設を建てることによる環境への影響を調べることです。これについては、環境影響評価というものを実施します。

● 都市計画とは

- 暮らしやすい秩序ある都市をつくることを目指して定める「市全体の将来のすがた」
- 都市づくりの基本的な方針や土地利用のルール、都市施設などを定める
- 都市計画を定める者を「都市計画決定権者」という

➡ ごみ処理場は、伊勢市が都市計画決定権者です。

● 都市施設とは

- 都市での活動を支え、生活に必要な施設で、都市計画に定めることができる施設（道路や公園、学校など）
- 市の現状や将来の見通しなどから考え、適切な規模で必要な位置に定める

➡ 既存のごみ処理場は、都市施設として既に都市計画に定めており、施設の新設に際しては、都市計画決定内容の変更が必要となります。

都市計画とは何かについて説明します。

都市計画とは、暮らしやすい秩序ある都市を作ることを目指して定める、「市全体の将来のすがた」のことです。都市づくりの基本的な方針や土地利用のルール、都市施設を定めることができます。

都市計画は、都道府県または市町村が決定することとなっており、今回変更するごみ処理場は、伊勢市が都市計画決定権者になります。

都市施設とは、都市での活動を支え、生活に必要な施設で、都市計画に定めることができる施設のことをいい、例えば道路や公園、学校などがあり、市の現状や将来の見通しなどを考え、適切な規模で必要な位置に定めることができます。

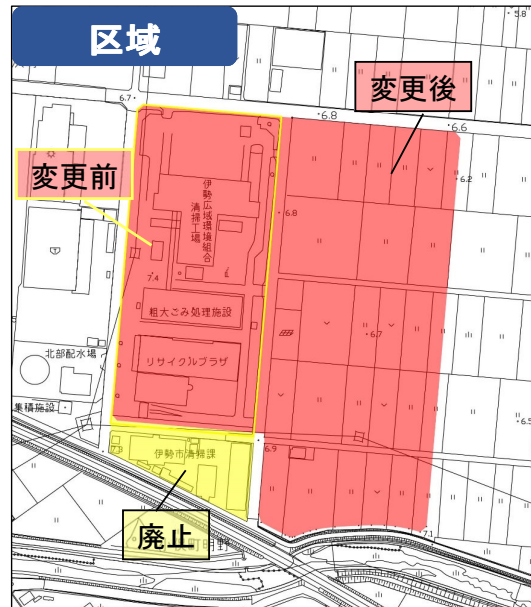
今回変更するごみ処理場も都市施設になります。

ごみ処理場に関して、既存のごみ処理場は、生活に必要な施設として既に都市計画に定めており、今回の施設の新設については、都市計画決定している内容の変更が必要となります。

都市計画の変更案の内容

都市計画に定める事項は**名称、位置、面積、区域**

項目	変更前	変更後(案)
名称	伊勢広域清掃工場	伊勢広域環境組合 ごみ処理施設
位置	伊勢市西豊浜町	(変更なし)
面積	約2.9ha	約6.05ha
備考	焼却施設 240 t/日 粗大ごみ処理施設 45 t/日 リサイクル施設 34.5 t/日	可燃ごみ処理施設 205 t/日 粗大ごみ処理施設 15 t/日 リサイクル施設 18.5 t/日



※特定用途制限地域

→ごみ処理施設の整備との整合を図るために、都市計画変更を行う。

5

今回の都市計画の変更案の内容について説明します。

都市計画で定める事項としては、名称、位置、面積、区域があります。

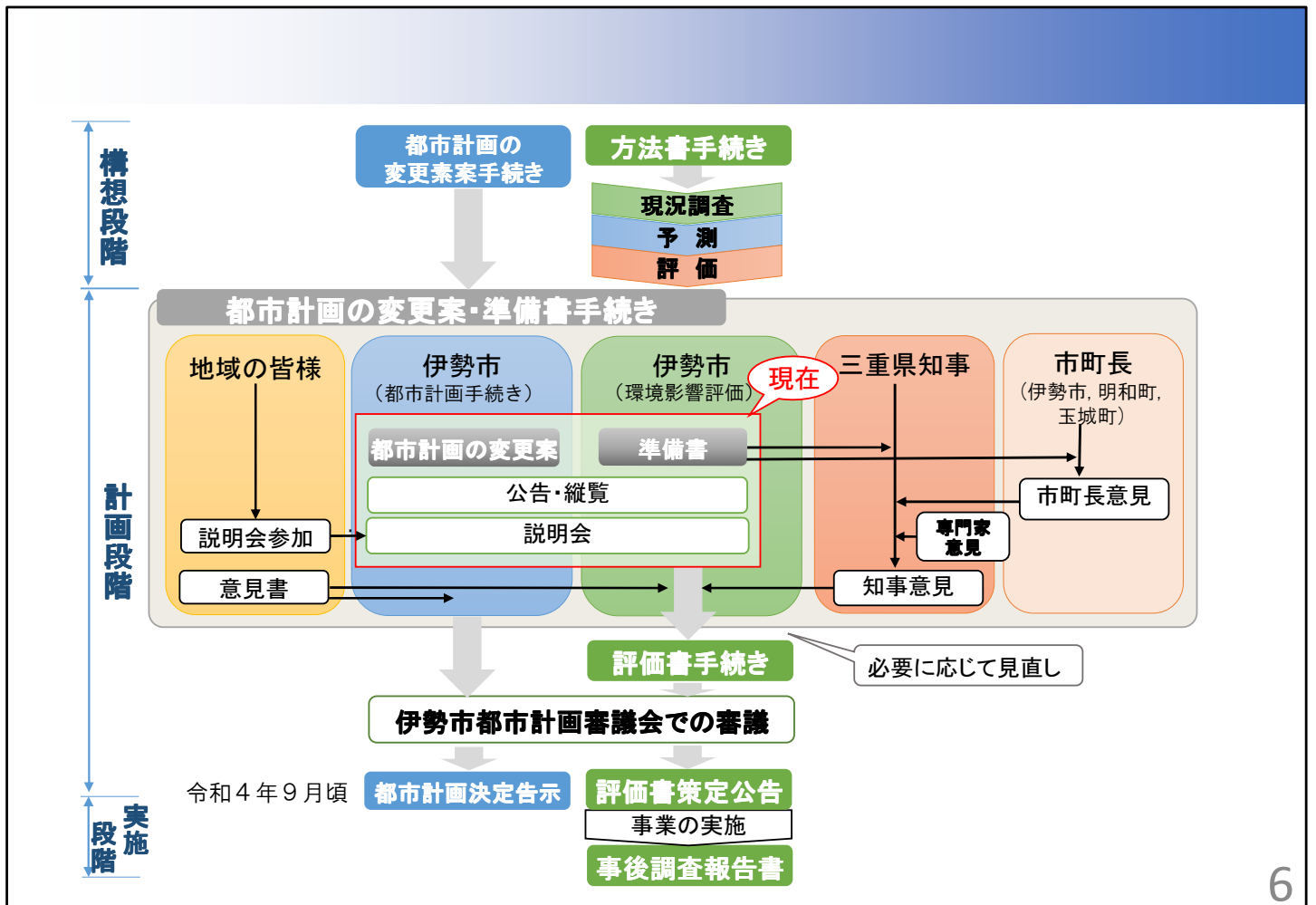
施設の更新にあたり、変更後(案)に示すとおり、名称を「伊勢広域環境組合ごみ処理施設」に変更します。

位置は変更前と同様に伊勢市西豊浜町で、区域は右の図に示すとおりです。

面積は新設するごみ処理施設の区域を約3.53ha拡大し、今後ごみ処理施設としての利用を想定していない、黄色く着色した区域を約0.38ha廃止することとします。変更後は一体として約6.05haの区域とする計画です。

各施設の処理能力については、備考に記載のとおり変更する計画としています。

「変更後」としている右側の区域については、ごみ処理場の都市計画変更と併せて、「特定用途制限地域」という都市計画についても変更を行います。この特定用途制限地域は、建築物の用途をコントロールする都市計画制度で、ごみ処理施設の整備との整合を図るために、都市計画の変更を行うものです。



手続きの流れについて、説明します。

この図は、都市計画の変更と環境影響評価の手続きを併せたものであり、同時に手続きを進めております。

昨年6月1日から7月15日まで、都市計画の変更素案および方法書について縦覧を行いました。

現在は、都市計画の変更案、および準備書の手続きとして、先月11月24日より、縦覧を行っている段階です。市民の皆様自由にご覧いただけるように、市役所や図書館などの公共施設に図書を設置し、ご意見を受け付けております。

今回お示しする都市計画の変更案および準備書については、いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて見直しや内容の変更を行い、今後の手続きを進めていきます。

1. 都市計画について
- 2. 環境影響評価について**
3. 手続きについて

「2.環境影響評価について」説明します。

2. 環境影響評価について

環境影響評価の項目（選定結果）

影響要因 環境要素	工事中		施設の稼働時			—
	工事の実施	工事用車両の走行	施設の稼働	施設の存在	走行関係車両の	既存施設の解体工事の影響
大気質	○	○	①		⑩	○
騒音	○	○	②		⑩	○
振動	○	○	②		⑩	○
低周波音			③			
悪臭			③			
水質	○					
地下水			④			
地盤			④			
土壌(土壌汚染)			⑤			
陸生動物	○			⑧		
陸生植物	○			⑧		
水生生物	○					
生態系	○			⑧		
景観				⑨		
廃棄物等	○		⑥			○
温室効果ガス			⑦			

事業によって影響を受けるおそれのある評価項目について、事業特性と地域特性から、環境に影響を与えるおそれのある影響要因と、要因によって影響を受ける可能性がある環境要素を関連付けて整理し、左表のとおり選定しました。

（○のついた項目の評価を実施）

本説明会では、主要な項目である①～⑩で示す施設の稼働時の環境要素についてご説明します。

2 環境影響評価について説明します。

はじめに環境影響評価の項目（選定結果）について説明します。

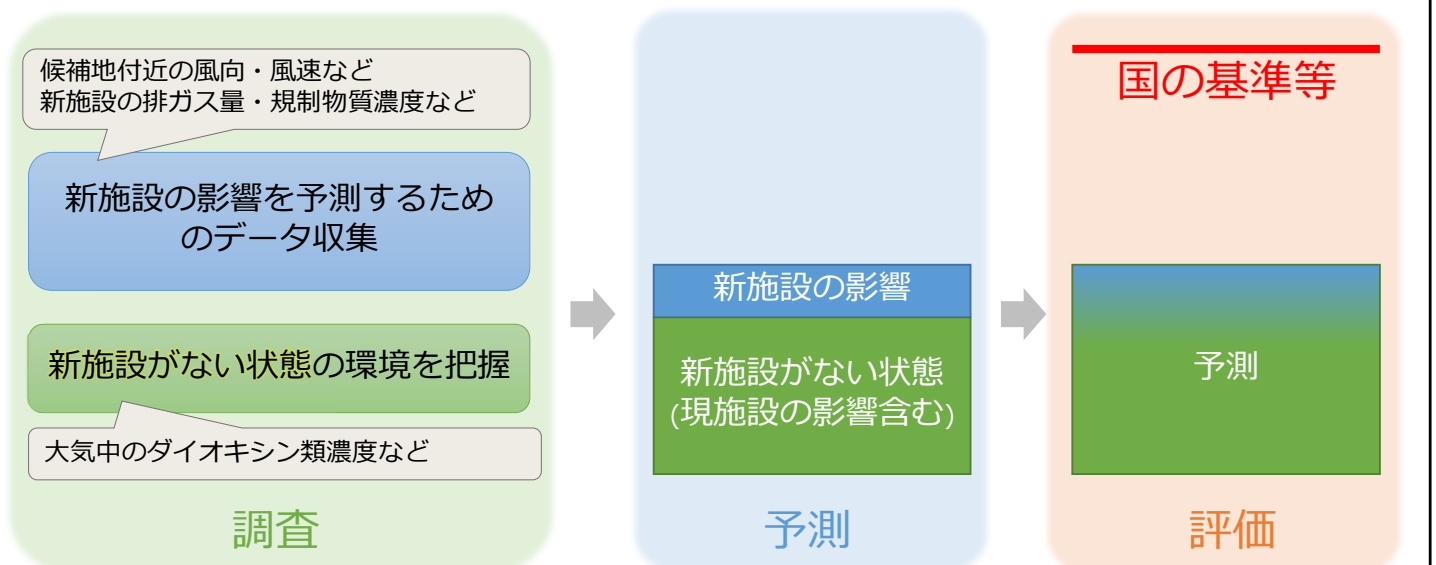
表は調査、予測、評価を行う評価項目の一覧です。

横軸は環境に影響を与える要因で、工事中の影響、施設の稼働時の影響、既存施設の解体工事の影響に分けています。

また、縦軸は大気質、騒音、振動等、影響を受ける可能性がある要素で、事業によって影響を受けるおそれのある評価項目には○あるいは番号をふっています。

今回の説明会では主な評価項目として、施設の稼働時に影響を与えるおそれのある①～⑩の評価項目について説明をします。

環境影響評価の進め方



環境影響評価においては、調査結果から現施設の影響を除外することが困難なため、**現施設の影響を含む状態**での調査結果を**新施設がない状態**として取扱います。

この調査結果に新施設の**影響予測**結果を加算したものを**評価**します。 9

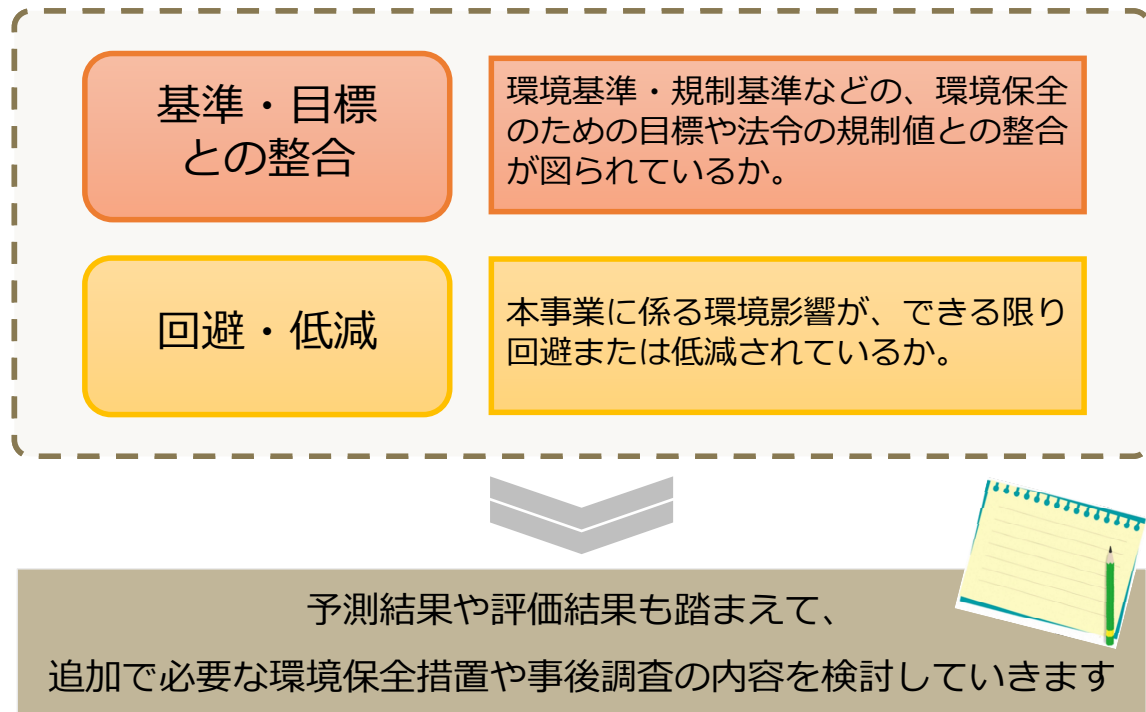
環境影響評価の進め方について説明します。

環境影響評価では、新施設がない状態の環境を把握し、新施設の影響を予測するためのデータを収集し、それらを合わせた予測結果が、国の基準等を超えていないかの評価をします。

本来、予測は施設の**影響がない状態**に新施設の**影響を加えて**評価するため、**現施設の影響を除外すべき**ですが、**現施設の影響を除外することが困難なため**、安全側を取り、**現施設の影響を含んだ状態**の調査結果を**新施設がない状態**として取り扱います。

この調査結果に**新施設の影響の予測結果**を加算したものが、**国の基準等**を守れるかを評価します。

主な評価の手法



10

主な評価の手法について説明します。

得られた予測結果や現地調査結果を踏まえ、「基準・目標との整合」、「回避・低減」の2つの観点から評価を行います。

「基準・目標との整合」の観点での評価は、新施設の影響が環境基準、規制基準など、環境保全のための目標を達成しているか、法令の規制値以内に抑えられているかという観点から評価します。

「回避・低減」の観点での評価は本事業に係る環境影響ができる限り回避または低減されるように、必要に応じて事業者の配慮が適正になされているかという観点から評価を行います。

また、両方の手法を用いて評価する場合があります。

環境影響評価後は、予測結果や評価結果も踏まえて、追加で必要な環境保全措置や事後調査の内容を検討していきます。

環境基準とは

人の健康の保護や生活環境の保全の上で
維持されることが望ましい基準

健康等を維持するための最低限度としてではなく、積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていく行政上の目標(※大気質であれば、ずっとこの空気を吸っていても健康上の問題はないという値)。

現在得られる限りの科学的知見を基礎としており、環境基本法、ダイオキシン類特別措置法などで定められている。

→環境影響評価では、現況や予測結果を
評価する際の指標として使用

環境基準とは、人の健康の保護や生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準です。

健康等を維持するための最低限度としてではなく、積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていく行政上の目標です。

現在得られる限りの科学的知見を基礎としており、環境基本法、ダイオキシン類特別措置法などで定められています。

環境影響評価では現況や予測結果を評価する際の指標としてこの環境基準を使用しています。

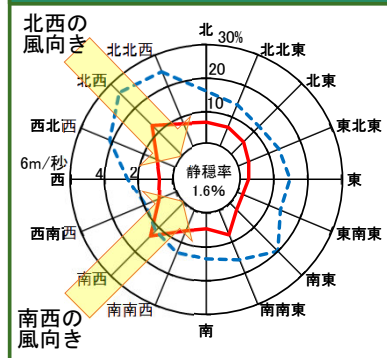
①施設の稼働（大気質） 調査方法



地点設定のポイント

- ・ 地域の風の状況
- ・ 住宅地の分布状況
- ・ 東西南北の4方向

現地調査結果の風配図



— : 風向 - - - : 風速

それぞれの評価項目について説明します。

初めに①施設の稼働(大気質)について説明します。

大気質については左側図面の6か所で現地調査を実施しました。調査地点の設定については大気質の拡散の特性を踏まえ建設候補地から1~2kmの範囲内で、この地域の風の状況や住宅地の分布状況を考慮し、東西南北を網羅できるように設定しています。

大気質の調査・予測・評価結果の説明

評価結果

評価基準（環境基準）と整合が図られています。

各調査地点において
大気に含まれる物質
濃度
(現地調査の結果)

煙突からの排ガスが各調査地点に与える物質濃度の予測
(排ガスに含まれる物質の濃度、排ガス量、煙突高さ、公害防止基準値、風向・風速の調査結果などの条件により算出)

現況濃度
+
寄与濃度

環境基準と比較するため、年平均値を日平均値に変換した値
(環境基準の評価方法は、1年間で365個の日平均値データがある場合、高いほうから8番目の値と比較することとされています。)

■：将来濃度 ■：環境基準

調査地点		調査結果		予測結果	
		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.006	0.000004	0.006004	0.017
2	下小俣公園	0.005	0.000025	0.005025	0.015
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
環境基準（日平均値）					0.06 以下

環境基準等と将来濃度を視覚的に比較しやすいように、表内に棒グラフを重ねて表示

14ページ以降に大気質の結果を示していますので、結果表の見方を説明します。左から順に説明します。

一番左は調査地点を示しています。調査地点6か所について、それぞれ記載しています。

次の緑色の数値は現地調査の結果です。四季平均値とは春夏秋冬それぞれで測定した測定結果の平均値のことです。

次の青色は予測の結果です。寄与濃度(年平均値)は新施設の排ガスが各地点に与える影響の予測です。緑色の現況濃度と青色の一番左の数値を足したものが将来濃度(年平均値)です。

一番右の将来濃度は日平均値の将来濃度を記載しています。これは環境基準が日平均値で判断するため、年平均値を日平均値に変換したものです。

評価は一番右の将来濃度(日平均値)がその下の赤色の環境基準(日平均値)以下であるかどうかで、評価します。比較しやすいように、表内に青色と赤色の棒グラフを重ねて表示しています。タイトルの下に記載している「評価基準(環境基準)と整合が図られています。」が評価結果です。

①施設の稼働（大気質）

(1) 二酸化窒素の調査・予測・評価結果（単位：ppm）

評価基準（環境基準）と整合が図られています。

■：将来濃度 ■：環境基準

調査地点		調査結果	予測結果		
		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.006	0.000004	0.006004	0.017
2	下小俣公園	0.005	0.000025	0.005025	0.015
3	上区公民館	0.005	0.000006	0.005006	0.015
4	クリーンセンター	0.006	0.000011	0.006011	0.017
5	明野東部公園	0.006	0.000008	0.006008	0.017
6	相合公園	0.006	0.000015	0.006015	0.017
環境基準（日平均値）					0.06 以下

それぞれの項目について説明します。

初めに①施設の稼働（大気質）(1)二酸化窒素の調査・予測・評価結果について説明します。

1対象事業実施区域を例に説明します。

現況濃度は緑の数字0.006ppmです。新施設ができると青色の一番左の数字0.000004ppmの影響があり、年平均値の将来濃度の予測はそれらを足して0.006004ppmとなります。年平均値の将来濃度を日平均値に直すと0.017ppmとなり、0.017ppmは下の赤色部分に記載されている環境基準（日平均値）の0.06ppm以下をとなることから、環境基準との整合が図られているということになります。

それ以外の調査地点の将来濃度（日平均値）も一番右に記載していますが、全ての地点で、その下の赤色の部分、環境基準値の0.06ppm以下となっています。

①施設の稼働（大気質）

(2) 二酸化硫黄の調査・予測・評価結果（単位：ppm）

評価基準（環境基準）と整合が図られています。

■：将来濃度 ■：環境基準

調査地点		調査結果	予測結果		
		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.001	0.000008	0.001008	0.003
2	下小俣公園	0.001	0.000031	0.001031	0.003
3	上区公民館	0.001	0.000008	0.001008	0.003
4	クリーンセンター	0.001	0.000012	0.001012	0.003
5	明野東部公園	0.001	0.000012	0.001012	0.003
6	相合公園	0.001	0.000015	0.001015	0.003
環境基準（日平均値）					0.04 以下

(2) 二酸化硫黄の調査・予測・評価結果について説明します。

各調査地点の将来濃度(日平均値)を一番右に記載しています。その下の赤色の部分に環境基準を記載しており、全ての地点で環境基準値の0.04ppm以下となっています。

①施設の稼働（大気質）

(3) 浮遊粒子状物質の調査・予測・評価結果（単位：mg/m³）

評価基準（環境基準）と整合が図られています。

■：将来濃度 ■：環境基準

調査地点		調査結果	予測結果		
		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.014	0.000004	0.014004	0.034
2	下小俣公園	0.016	0.000015	0.016015	0.038
3	上区公民館	0.015	0.000004	0.015004	0.036
4	クリーンセンター	0.014	0.000006	0.014006	0.034
5	明野東部公園	0.015	0.000006	0.015006	0.036
6	相合公園	0.014	0.000007	0.014007	0.034
環境基準（日平均値）					0.1 以下

(3)浮遊粒子状物質調査・予測・評価結果について説明します。

各調査地点の将来濃度(日平均値)を一番右に記載しています。その下の赤色の部分に環境基準を記載しており、全ての地点で環境基準値の0.1mg/m³以下となっています。

①施設の稼働（大気質）

(4) 水銀の調査・予測・評価結果（単位： $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ ）

評価基準（指針値）と整合が図られています。

■：将来濃度 ■：環境基準

調査地点		調査結果	予測結果	
		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)
1	対象事業実施区域	0.0017	0.000012	0.001712
2	下小俣公園	0.0014	0.000046	0.001446
3	上区公民館	0.0015	0.000011	0.001511
4	クリーンセンター	0.0014	0.000017	0.001417
5	明野東部公園	0.0014	0.000018	0.001418
6	相合公園	0.0015	0.000022	0.001522
			指針値（年平均値）	0.04 以下

※指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

(4)水銀の調査・予測・評価結果について説明します。

各調査地点の将来濃度(年平均値)を一番右に記載しています。その下の赤色の部分に環境基準を記載しており、全ての地点で環境基準値の $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下となっています。

①施設の稼働（大気質）

(5) **ダイオキシン類**の調査・予測・評価結果（単位：pg-TEQ/m³）

評価基準（環境基準）と整合が図られています。

■：将来濃度 ■：環境基準

調査地点		調査結果	予測結果	
		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)
1	対象事業実施区域	0.0075	0.000019	0.007519
2	下小俣公園	0.0072	0.000077	0.007277
3	上区公民館	0.0062	0.000019	0.006219
4	クリーンセンター	0.0086	0.000029	0.008629
5	明野東部公園	0.0066	0.000030	0.006630
6	相合公園	0.0072	0.000037	0.007237
			環境基準（年平均値）	0.6 以下

(5)ダイオキシン類の調査・予測・評価結果について説明します。

各調査地点の将来濃度(年平均値)を一番右に記載しています。その下の赤色の部分に環境基準を記載しており、全ての地点で環境基準値の0.6pg-TEQ/m³以下となっています。

参考) 排ガス規制物質の現施設と新施設の最大年間発生量の比較について

※ 準備書には掲載されません

環境影響評価において、新施設の排ガス規制物質の最大年間発生量を算定した方法で、現施設でも算定を実施し、下表のとおり比較しました。

項目	単位	①現施設	②新施設	③削減量 ②-①	④削減率 ③/①×100
硫黄酸化物	t/年	117.6	28.4	▲ 89.2	▲ 76%
窒素酸化物	t/年	126.8	51.0	▲ 75.8	▲ 60%
ばいじん	t/年	8.2	5.0	▲ 3.2	▲ 39%
ダイオキシン類	g/年	0.206	0.025	▲ 0.2	▲ 88%
塩化水素	t/年	234.7	24.3	▲ 210.4	▲ 90%

※ 予測には、以下の処理能力や排ガス自主基準値等の条件を使用しました。

項目	単位	現施設	新施設	削減率	
処理能力	t/日	240	205	▲ 15%	
自主基準値	硫黄酸化物	ppm	100	20	▲ 80%
	窒素酸化物	ppm	150	50	▲ 67%
	ばいじん	g/m ³ _N	0.02	0.01	▲ 50%
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.5	0.05	▲ 90%
	塩化水素	ppm	350	30	▲ 91%

参考として、排ガス規制物質の現施設と新施設の最大年間発生量の比較について説明します。

排ガス規制物質の最大年間発生量を現施設と新施設で比較しました。

新施設の処理能力がどれだけ向上するのかの目安になると思います。

上の表をご覧ください。一番上の硫黄酸化物を例に説明します。①現施設をご覧ください。現施設では年間で117.6t排出されていたものが新施設では②に記載のとおり28.4tとなり、比較すると③の減少量は89.2tで、④削減率は76%となることが予測しています。

同様に、次の窒素酸化物は60%の削減、ばいじんは39%、ダイオキシン類は88%、塩化水素は90%削減されると予測しています。

なお、下の表は現施設と新施設の処理能力や自主基準値等を記載しています。

新施設は処理能力が向上しますが、自主基準値についても現施設よりも厳しい基準を設けて管理をしていきます。

参考)ダイオキシン類(大気質)の環境影響評価と任意調査結果について

※ 準備書には掲載されません

○環境影響評価における調査結果

単位：pg-TEQ/m³

地点名	期間平均値				平均値
	秋季 (R2.11.2~8)	冬季 (R3.2.3~9)	春季 (R3.4.22~28)	夏季 (R3.7.23~29)	
清掃工場	0.0095	0.012	0.0047	0.0038	0.0075
下小俣公園	0.012	0.0087	0.0037	0.0044	0.0072
上区公民館	0.0092	0.0086	0.0036	0.0035	0.0062
クリーンセンター	0.012	0.014	0.0045	0.0037	0.0086
明野東部公園	0.0094	0.0094	0.0043	0.0032	0.0066
相合公園	0.0093	0.013	0.0035	0.0031	0.0072

○任意調査結果 単位：pg-TEQ/m³

地点名	(R3.6.23~30)
船谷団地公園	0.0045
小俣総合体育館	0.048



最大値	0.048
最小値	0.0031
平均値	0.0087



※ 調査地点図については、スライドNo.20の土壌調査地点図を参照

20

参考としてダイオキシン類(大気質)の環境影響評価と任意調査結果について説明します。

ダイオキシン類(大気質)の調査については環境影響評価に必要な6か所の調査のほか、任意の調査地点として追加で2か所調査を行っています。

下の左側の表をご覧ください。任意調査地点は明野第4地区にある船谷団地公園と小俣総合体育館で、環境影響評価で実施した6地点の結果も含めた8地点の結果が、右下の3色の数字です。最大値は0.048pg-TEQ/m³、最小値は0.0031pg-TEQ/m³、平均値は0.0087pg-TEQ/m³となりました。

参考)ダイオキシン類(大気質)の調査結果と全国調査の比較について

※ 準備書には掲載されません

単位：pg-TEQ/m³

	地点数	最大値	最小値	平均値
環境基準	-	0.6 以下	-	-
清掃工場周辺	008	0.048	0.0031	0.0087
全国(令和元年度)	621	0.24	0.0025	0.017
一般環境	469	0.21	0.0028	0.016
発生源周辺	128	0.24	0.0025	0.019
沿道	024	0.045	0.0051	0.014

全国調査

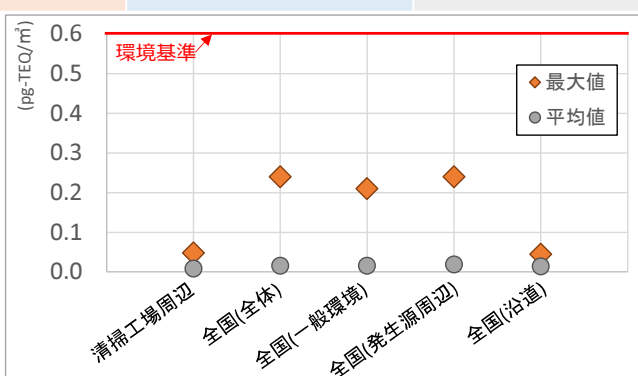
都道府県、政令市及び環境省が実施した大気質調査で、年2回以上実施された調査の平均値を環境省がまとめたもの(通常住民が生活しているとは考えられない地域を除く)

一般環境

発生源周辺地域を除く地域

発生源周辺

焼却施設等が立地している場所の周辺地域



清掃工場周辺と全国の調査結果の比較

21

参考としてダイオキシン類(大気質)の調査結果と全国調査の比較について説明します。

任意の調査地点を含む8か所の調査結果について、全国数値と比較しています。

清掃工場周辺の最大値0.048pg-TEQ/m³は全国の数値0.24pg-TEQ/m³より低く、最小値0.0031pg-TEQ/m³は全国の数値0.0025pg-TEQ/m³と同程度となっています。

平均値で比較すると、全国の数値が0.017pg-TEQ/m³なのに対し清掃工場周辺は0.0087pg-TEQ/m³となっており、全国の半分程度となっています。

②施設の稼働（騒音・振動）

予測・評価結果

評価基準（規制基準）と整合が図られています。

騒音（単位：デシベル）

■：予測結果 ■：規制基準

	朝 (6~8時)	昼間 (8~19時)	夕 (19~22時)	夜間 (22~翌6時)
予測結果	47	56	47	47
規制基準	55以下	60以下	55以下	50以下

※予測結果：敷地境界における騒音レベル最大値（設備機器の騒音レベル、壁等の吸音率などから算出）
規制基準：工場において発生する騒音の規制基準（敷地境界で超えてはならない値）

振動（単位：デシベル）

■：予測結果 ■：規制基準

	昼間（8~19時）	夜間（19~翌8時）
予測結果	55	43
規制基準	65以下	60以下

※予測結果：敷地境界における振動レベル最大値（設備機器の振動レベルなどから算出）
規制基準：工場において発生する振動の規制基準（敷地境界で超えてはならない値）

②施設の稼働（騒音・振動）について説明します。

施設の稼働による騒音・振動は施設の設備の種類、規模、台数、配置などの稼働条件等から予測を行います。

それでは上の騒音の表をご覧ください。朝、昼間、夕方、夜間で騒音を予測していますが、いずれの時間帯も工場において発生する騒音の規制基準以下となることを予測しています。

また、振動についても工場において発生する振動の規制基準以下となることを予測しています。

③施設の稼働（低周波音・悪臭）

予測・評価結果

- 類似施設と同様に環境保全措置を実施します。
- そのため、類似施設と同様の低周波音及び悪臭であると予測し、低周波音及び悪臭の影響は小さいと評価します。

低周波音（単位：デシベル）

類似施設の調査結果 （敷地境界）				参照値
南西側	北西側	北東側	南東側	
74	77	81	75	92 以下

※参照値：心身に係る苦情が発生すると考えられる値

悪臭

調査地点		臭気指数調査結果
類似施設 敷地境界	風上	10未満
	風下	10未満

※臭気指数のめやす

におい・かおり	臭気指数のめやす
郊外のきれいな空気	0
工業地域の空気	5
ウメの花	10
トイレの芳香剤	20
たばこ	30

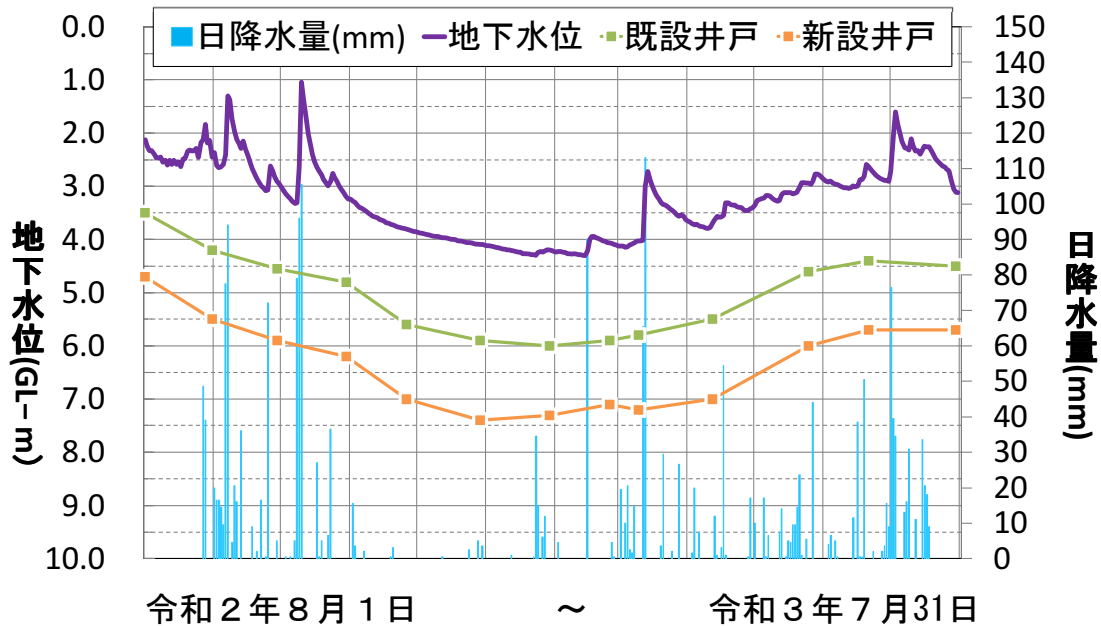
③施設の稼働（低周波音・悪臭）について説明します。

低周波音と悪臭は、新施設の影響の予測方法として、類似施設の状況を調査しました。

調査の結果は表のとおりで、類似施設は影響を小さく抑えられていることから、低周波音も悪臭もいずれも影響は小さいと評価しています。

④施設の稼働（地下水及び地盤）調査・予測・評価結果

- 現施設でも地下水を利用していますが、調査結果は降水量に応じた水位変動を示していることから、現施設での地下水利用による水位低下の大きな影響はないと考えます。
- 新施設では既存施設を超える地下水の利用はしないため、地下水位への影響は小さいと評価します。



④施設の稼働（地下水及び地盤）調査・予測・評価結果について説明します。

現施設で地下水を利用していることから、現施設の地下水利用と水位変動の関係についての分析を行いました。地下水位は降水量に応じた水位変動を示していることから、現施設の地下水利用による水位低下の大きな影響はないと考えます。

新施設では現施設を超える地下水の利用はしないので、地下水位への影響は小さいと評価しています。

⑤施設の稼働（土壌）調査方法



地点設定のポイント



- ・ 既存施設の稼働
→ 既存施設の稼働による影響を把握できる地点

⑤施設の稼働（土壌）調査方法について説明します。

土壌の調査地点は既存施設の稼働による影響を把握できる地点として、大気質の調査と同じ6地点を調査地点としました。

⑤施設の稼働（土壌）

ダイオキシン類の調査・予測・評価結果（単位：pg-TEQ/g）

評価基準（環境基準）と整合が図られています。

■：将来濃度 ■：環境基準

調査地点		調査結果	予測結果			
		現況濃度 (土壌中)	寄与濃度 (一般大気中の寄与)	寄与濃度 (排ガスの寄与)	将来濃度 (土壌中)	
1	対象事業実施区域	5.4	0.621	0.001	6.022	
2	下小俣公園	0.044	0.596	0.006	0.646	
3	上区公民館	17	0.513	0.001	17.514	
4	クリーンセンター	50	0.712	0.002	50.714	
5	明野東部公園	0.053	0.546	0.003	0.602	
6	相合公園	0.057	0.596	0.003	0.656	
					環境基準	1000以下

※現況濃度：各調査地点において土壌に含まれる物質濃度の測定結果

寄与濃度：大気に含まれるダイオキシン類が土壌に与える物質濃度（一般大気中の濃度（大気質の現況濃度）、排ガスによる濃度（大気質の予測結果）などの条件により、計画施設の稼働開始からの累積濃度を算出）

将来濃度：現況濃度に寄与濃度を足した濃度

環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

⑤施設の稼働（土壌）ダイオキシン類の調査・予測・評価結果について説明します。

緑色の列が土壌中に含まれるダイオキシン類の現況濃度です。次に、寄与濃度（一般大気中の寄与）と書かれているのが、自動車の排気ガス等、清掃工場由来以外のダイオキシン類が寄与する濃度です。次の寄与濃度（排ガスの寄与）が清掃工場由来のダイオキシン類が寄与する濃度です。

表の一番右の列には各地点での土壌中の将来濃度の予測値を記載しています。その下に赤色で示されている環境基準は1000pg-TEQ/m³以下となっていますが、いずれの地点も環境基準より低い将来濃度となっています。

ちなみに1の対象事業実施区域で見ると、赤色の1000pg-TEQ/m³以下という環境基準に対し、現況の濃度は54pg-TEQ/m³、一般大気からは0.621pg-TEQ/m³、清掃工場からは0.001pg-TEQ/m³の影響があり、新施設ができるると6.022pg-TEQ/m³となる予測となり、環境基準値以下となります。

参考)ダイオキシン類(土壌)の任意調査結果について

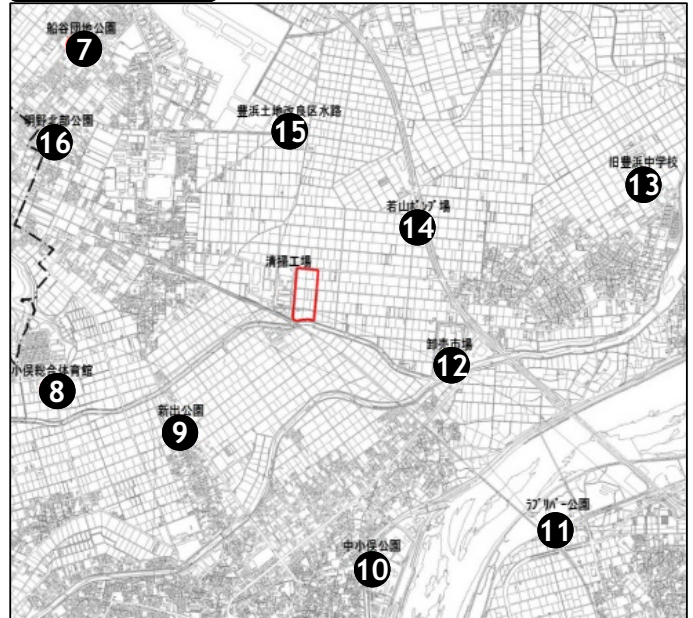
※ 準備書には掲載されません

土壌調査結果 単位：pg-TEQ/g

調査地点	現況濃度
7 船谷団地公園	2.6
8 小俣総合体育館	5.3
9 新出公園	1.1
10 中小俣公園	0.84
11 ラブリバー公園	2.3
12 卸売市場	4.2
13 旧豊浜中学校	0.18
14 若山ポンプ場	200
15 水路(小俣町明野地内)	52
16 明野北部公園	0.23
環境基準	1000以下

※ 調査会社からは、全地点の濃度分布の特徴が、農薬における濃度分布パターンと類似しているとの報告を受けています。

調査地点



参考としてダイオキシン類(土壌)の任意調査結果について説明します。
環境影響評価に必要な6か所とは別に10か所の調査地点を追加し、調査を行いました。

表の7から16が任意調査の調査地点及びその調査結果です。
全ての調査地点について、環境基準の1000pg-TEQ/m³以下となっています。

なお、基準以下であるものの、他の地点と比較し、現況濃度が高い地点が見られますが、調査会社からは、全地点の濃度分布の特徴が、農薬における濃度分布パターンと類似しているとの報告を受けていることから、清掃工場からの排ガス以外の原因により数値が高くなったと考えています。

参考)ダイオキシン類(土壌)の全国調査との比較について

※ 準備書には掲載されません

単位 : pg-TEQ/g

	地点数	最大値	最小値	平均値
環境基準	-	1000以下	-	-
清掃工場周辺	16	200	0.044	21
全国(令和元年度)	825	210	0	3.0
一般環境	547	77	0	1.8
発生源周辺	278	210	0	5.3

全国調査

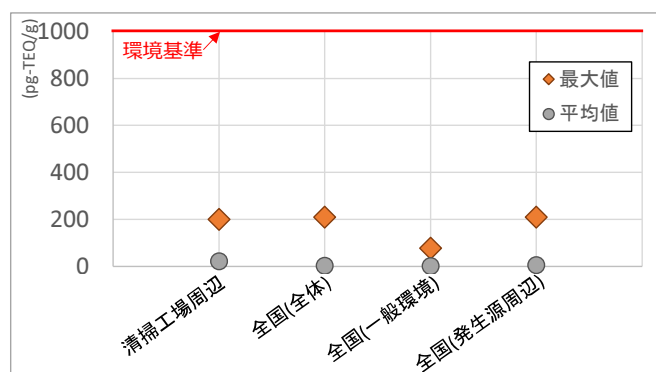
都道府県及び政令市が実施した土壌調査の結果を環境省がまとめたもの

一般環境

特定の発生源の影響をあらかじめ想定せずに実施する調査

発生源周辺

気象データ等を基に発生源からの影響を最も受けると予想される場所とその周辺地域で実施する調査



清掃工場周辺と全国の調査結果の比較

参考としてダイオキシン類(土壌)の全国調査との比較について説明します。最大値では、環境基準1000pg-TEQ/m³以下となっているところ、清掃工場周辺は200pg-TEQ/m³で環境基準値を下回っています。

ただし、平均値については清掃工場周辺は21pg-TEQ/m³となっていますが、全国平均の3pg-TEQ/m³よりやや大きい数値となっています。

⑥施設の稼働（廃棄物等）

予測・評価結果

- 焼却灰及び焼却飛灰は、全量を外部委託により再資源化を行います。
- そのため、廃棄物等による影響は小さいと評価します。

区 分	予測結果（単位：t/日）		
	発生量	再資源化量	処分量
焼却灰	12.9	12.9	0
焼却飛灰	6.3	6.3	0
合計	19.2	19.2	0

- ※焼却灰：焼却後に焼却炉の底に残る灰
- 焼却飛灰：焼却時の排ガスに含まれるばいじんをフィルタなどで捕集したもの
- 発生量：焼却した際に発生する焼却灰及び焼却飛灰の量
- 再資源化量：建築・土木資材などに資源化委託する量
- 処分量：最終処分場で処分する量

⑥施設の稼働（廃棄物）について説明します。

新施設では焼却灰及び焼却飛灰について、全量を外部委託により再資源化するため、最終処分場で処分する量が0tとなります。そのため、廃棄物等による影響は小さいと評価しています。

⑦施設の稼働（温室効果ガス等）

予測・評価結果

- ごみの焼却に伴って発生するエネルギーを利用した発電・売電を行います。
- そのため、温室効果ガス等による影響は小さいと評価します。

区 分	予測結果（t-CO ₂ /年）			
	排出量 ①	削減量 ②	排出量－削減量 ①－②	削減の程度 （%）
排出量	16,563	7,120	9,443	43.0

- ※排出量：計画施設が稼働する令和9年度におけるごみや燃料等の焼却時に生じるCO₂の量
削減量：ごみ焼却時に生じる熱から発電し、売電する量（焼却による副産物である電気は温室効果ガス排出係数がゼロとなり、これを売電することによりCO₂が排出される化石燃料由来の電力消費量を削減）
算出方法：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.7」（令和3年1月 環境省・経済産業省）

⑦施設の稼働（温室効果ガス等）について説明します。

ごみの焼却に伴って発生するエネルギーを利用した発電・売電を行います。
そのため、温室効果ガス等による影響は小さいと評価しています。

①～⑦ 施設の稼働

評価結果の総括

基準・目標との整合

施設の稼働による各項目の予測結果は現況から大きな変化はなく、環境基準等を満足することから影響が小さいと評価します。

回避・低減

大気汚染防止法等に基づく規制基準より厳しい自主規制値の設定と遵守、設備機器類の維持管理の徹底など、各項目で適した環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価します。

①～⑦施設の稼働 評価結果の総括について説明します。

施設の稼働における①から⑦までの項目について、基準・目標との整合の観点での評価は、施設の稼働による予測結果は現況から大きな変化はなく、環境基準等を満足していることから影響は小さいと評価しています。

また回避、低減の観点での評価は各項目で適した環境保全措置を講じる計画であることから、環境への影響について回避・低減が図られていると評価しています。

⑧施設の存在等（陸生動物・陸生植物・生態系）

調査・予測・評価結果

○施設の存在等によって、一部の生息環境に変化が生じるものの、周辺にも同様の環境が広がっており、生息環境が維持されることや、環境保全措置を実施することで影響が低減されると評価します。

【環境保全措置の例】

- 一部、種及びその生息環境が影響を受ける可能性があるとして予測された種については、工事関係者に対し、地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について指導・調整を行う。
- 施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努める。

現地で確認された重要な種の例



オオタカ

ヤマトモンシデムシ

キシタアツバ

⑧施設の存在等（陸生動物・陸生植物・生態系）について説明します。

現地調査の結果、オオタカやヤマトモンシデムシ、キシタアツバ等の重要な種を確認しました。

これらについては一部の生息環境に変化が生じるものの、周辺にも同様の環境が広がっており、生息環境が維持されることや、環境保全措置を実施することで影響が低減されると評価しています。

⑨施設の存在等（景観） 調査方法



地点設定のポイント

- ・ 主要な眺望点
- ・ 公共性・代表性
- ・ 施設が見えるか
→地域の代表的な景色の変化を把握できる地点

⑨施設の存在等（景観）調査方法について説明します。
新施設が周辺地域からどの様に見えるかを調査しました。
周辺地域で代表的な景色の変化を把握できる地点を5か所設定しました。

⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：国道23号沿道

【現状】

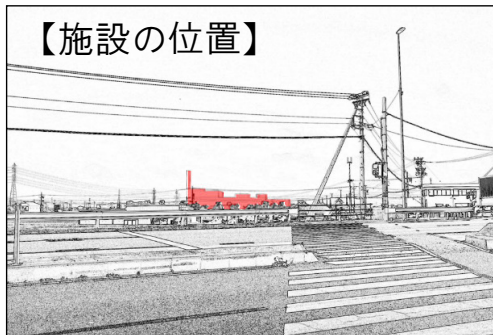


【建設完了後】



- ・現状よりも少し大きく見えます。
- ・建物や煙突の色彩は、周辺の景観的調和に配慮して決定します。
- ・敷地境界には可能な限り緑地帯を設けます。

【施設の位置】



⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：国道23号沿道について説明します。

写真は国道23号のへんば餅付近の交差点からの写真です。

左の写真が現状の写真で、右の写真がモンタージュで作成した予測の写真です。

現施設よりも煙突、建築物の高さが高くなり、施設が近くなることから、現状よりも少し大きく見えます。

⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：小俣町元町住宅地付近

【現状】

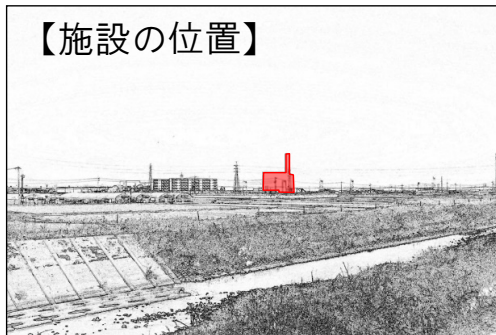


【建設完了後】



- ・現状よりも見える位置が変わります。
- ・建物や煙突の色彩は、周辺の景観的調和に配慮して決定します。
- ・敷地境界には可能な限り緑地帯を設けます。

【施設の位置】



⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：小俣町元町住宅地付近について説明します。

写真は小俣のファミリーマートから明野へ向かう道の外城田川付近からの写真です。

左の写真が現状の写真で、右の写真が予測の写真です。

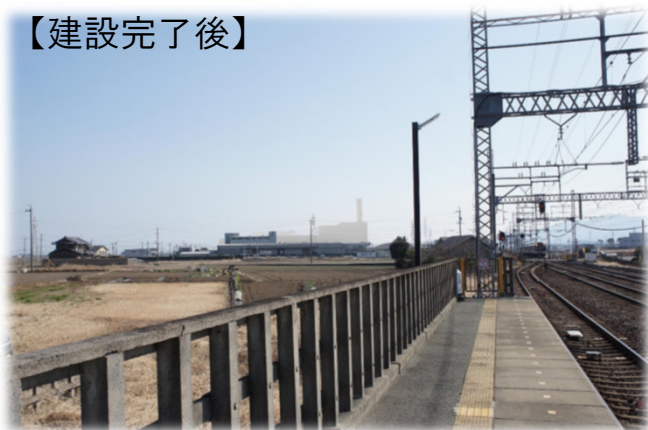
現施設よりも東側に見えます。また、現状よりも少し大きく見えます。

⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：明野駅

【現状】

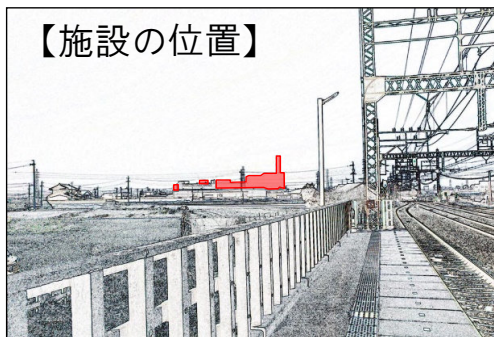


【建設完了後】



- ・現状よりも少し大きく見えます。
- ・建物や煙突の色彩は、周辺の景観的調和に配慮して決定します。
- ・敷地境界には可能な限り緑地帯を設けます。

【施設の位置】



⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：明野駅について説明します。
写真は明野駅のプラットフォームからの写真です。
左の写真が現状の写真で、右の写真がモンタージュで作成した予測の写真です。
現施設よりも少し大きく見えます。

⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：大仏山公園

【現状】

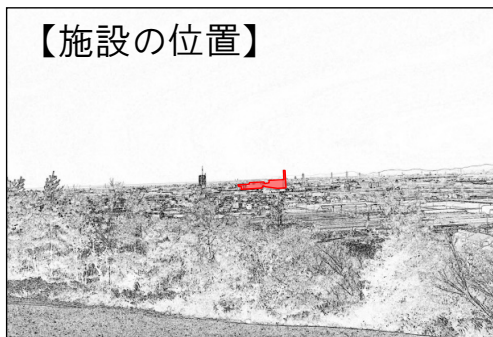


【建設完了後】



- ・現状からあまり変わりません。
- ・建物や煙突の色彩は、周辺の景観的調和に配慮して決定します。
- ・敷地境界には可能な限り緑地帯を設けます。

【施設の位置】



⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：大仏山公園について説明します。

写真は市営大仏山公園の展望台からの写真です。

左の写真が現状の写真で、右の写真がモンタージュで作成した予測の写真です。

現状からあまり変わりませんが、少し大きく見えます。

⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：宮川大橋

【現状】

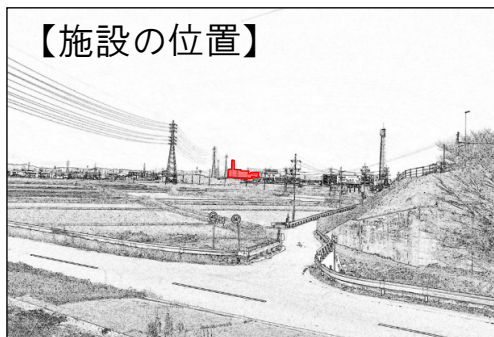


【建設完了後】



- ・現状からあまり変わりません。
- ・建物や煙突の色彩は、周辺の景観的調和に配慮して決定します。
- ・敷地境界には可能な限り緑地帯を設けます。

【施設の位置】



⑨施設の存在等（景観）調査・予測・評価結果：宮川大橋について説明します。

写真は宮川大橋付近からの写真です。

左の写真が現状の写真で、右の写真がモンタージュで作成した予測の写真です。

現施設から少し離れており、あまり変わりません。

⑧⑨施設の存在等

評価結果の総括

基準・目標
との整合

※基準や目標となる数値はありません。

回避・低減

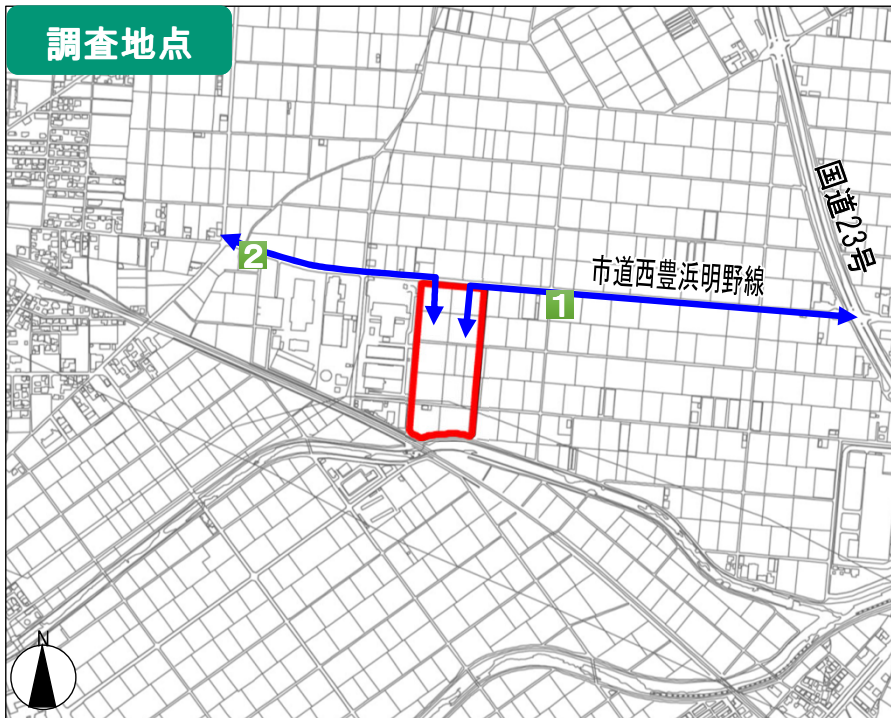
動植物の生息環境や景観に変化が生じると予測しますが、環境保全措置として、壁面の彩度を落ち着いた色彩、敷地境界の緑化等を実施することから、施設の存在等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価します。

⑧⑨施設の存在等について説明します。

評価結果の総括としましては基準や目標となる数値がないことから、環境影響が回避、低減されているかで評価します。

新施設により、動植物の生息環境や景観に変化が生じると予測しますが、壁面を落ち着いた色彩にしたり、緑化等を実施することにより、実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減が図られると評価しています。

⑩関係車両の走行（大気質・騒音・振動） 調査方法



地点設定のポイント

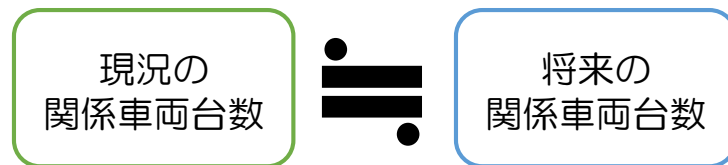
- 車両の走行ルート
→車両の台数が最も多くなる地点

⑩関係車両の走行（大気質・騒音・振動）について説明します。
調査地点は車両の台数が最も多くなる北側市道の2か所を設定しました。

⑩関係車両の走行（大気質・騒音・振動）

調査・予測・評価結果

関係車両の走行による影響は現状と同程度であることから、影響は小さいと評価します。



関係車両の走行による影響は現状と同程度と予測

⑩関係車両の走行（大気質・騒音・振動）の調査・予測・評価結果について説明します。

関係車両の走行による影響は現状と同程度であることから、影響は小さいと評価しています。

⑩関係車両の走行

評価結果の総括

基準・目標との整合

関係車両の走行による各項目は、現況から大きな変化がないことから影響が小さいと評価します。

回避・低減

環境保全措置として、廃棄物運搬車両運転者へのエコドライブの周知などを実施することから、関係車両の走行に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価します。

⑩関係車両の走行の評価結果の総括について説明します。

基準・目標との整合の観点では、現況から大きな変化がなく、影響は小さいと評価しています。

回避・低減の観点では廃棄物運搬車両運転者へのエコドライブの周知などを実施することから、環境影響を出来る限り回避・低減が図られていると評価しています。

1. 都市計画について
2. 環境影響評価について
- 3. 手続きについて**

最後に、「3.今後の手続きについて」説明します。

3. 手続きについて

縦覧及び意見の提出について

都市計画の変更案・準備書の縦覧

縦覧期間：**令和3年11月24日（水）～令和4年1月13日（木）**

縦覧場所：伊勢市都市計画課、各総合支所生活福祉課、豊浜支所、伊勢図書館、小俣図書館、伊勢広域環境組合、明和町役場、玉城町役場、度会町役場

※伊勢市、伊勢広域環境組合のホームページでも閲覧することができます。
また、明和町、玉城町、度会町のホームページでもご案内しています。

都市計画の変更案への意見

提出用紙：様式は任意です。（住所、氏名、連絡先を記載し提出してください。）

提出資格：市民または利害関係者

提出期限：令和4年1月27日（木）

準備書への意見

提出用紙：様式は任意です。

記載事項：1. 住所及び氏名 2. 準備書の名称
3. 準備書についての**環境の保全の見地からのご意見**

提出期限：令和4年1月13日（木）

※意見書の提出先は伊勢市都市計画課となります。締切日までに郵送、FAX、メールまたは持参にてご提出ください。
なお、意見募集の結果は2月頃に伊勢市および伊勢広域環境組合のホームページに掲載する予定です。

44

都市計画の変更案および準備書については、令和3年11月24日水曜日から令和4年1月13日木曜日まで、伊勢市都市計画課や伊勢広域環境組合などの窓口やホームページでご覧いただけます。

都市計画の変更案や準備書についてご意見がある方は、意見書を提出することができます。意見書は任意の様式になります。

都市計画の変更案については、住所、氏名、連絡先を記載し、1月27日木曜日までに提出をお願いします。

準備書については、住所、氏名、準備書の名称、準備書について環境の保全の見地からのご意見を記載し、1月13日木曜日までに提出してください。

都市計画の変更案および準備書の意見書の提出先は、いずれも都市計画課となりますので、各締切日までに郵送、FAX、メールまたは持参にて、ご提出ください。

なお、意見募集の結果については、2月頃に伊勢市及び伊勢広域環境組合のホームページに掲載する予定としています。

ご清聴ありがとうございました。



■手続きに関するお問い合わせ

伊勢市 都市整備部 都市計画課

電話：0596-21-5591

Email：toshikei@city.ise.mie.jp

■準備書及び事業計画の詳細に関するお問い合わせ

伊勢広域環境組合 業務課 整備推進係

電話：0596-37-1218

Email：ikkj@iserisaikuru.jp

最後に、都市計画の変更および環境影響評価の手続きに関しては伊勢市都市計画課に、準備書や事業計画の詳細に関しては事業者である伊勢広域環境組合にお問い合わせください。

説明は以上となります。